

暴言・ハラスメント・迷惑行為への対応について

当院は、患者さんならびにご家族との信頼関係の維持、また当院職員の安全な労働環境の保持や他の患者さんの安全な療養環境の確保のため、暴言・暴力行為等が発生した場合は、組織的に対応を行います。

ついては、次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、診療をお断りすること(強制退院を含む)や病院敷地内への立ち入りを禁止すること、あるいは警察介入を依頼することがありますので、予めご了承くださいと共に、ご理解とご協力をお願いします。

1. 暴言(大声)や暴力により、他の利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと
2. 他の利用者や病院職員のプライバシーを侵害する行為をすること
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為をすること
7. 病院側の上承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為をすること
10. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為および医療に支障をきたす行為をすること

令和8年10月1日

特定医療法人平成会 平成会病院 病院長
石谷 利光